

(仮称)寒川町みんなの地域福祉つながりプラン

第5次寒川町地域福祉計画・第6次寒川町社会福祉協議会地域福祉活動計画(骨子案)

●あいさつ(町長・町社会福祉協議会会長個別に掲載)

●目次

第1章 計画の概要

1. 計画の趣旨

本町では、町民一人ひとりが真の豊かさを実感できる福祉社会、誰もがその人らしく安心して充実した生活が送れるような地域社会の構築を推進するため、平成 17 年度に第 1 次寒川町地域福祉計画を策定しました。

その後、平成 27 年度には、地域福祉を推進するための基本的指針となる第 3 次寒川町地域福祉計画と、住民組織、地域住民の取り組み目標を提案する第 4 次寒川町社会福祉協議会地域福祉活動計画を一体化した「寒川町みんなの地域福祉つながりプラン」を策定し、地域福祉推進の方向性や共通目標の設定、地域情報の共有化、各組織や住民の役割の明確化を図りました。

高齢者・障がい者・子ども・生活困窮者といった対象者別の支援体制では対応が難しい昨今の複合化・複雑化した課題に対しては、受け手・支え手の関係を越えてつながり、住民や行政、各団体等が支え合い、地域丸ごとで解決していくことが必要です。第 4 次寒川町地域福祉計画の計画期間が令和 6 年度で終了することから、引き続き計画的に地域福祉を推進するために、第 5 次寒川町地域福祉計画（以下「本計画」という。）を策定します。

2. 計画の位置付け

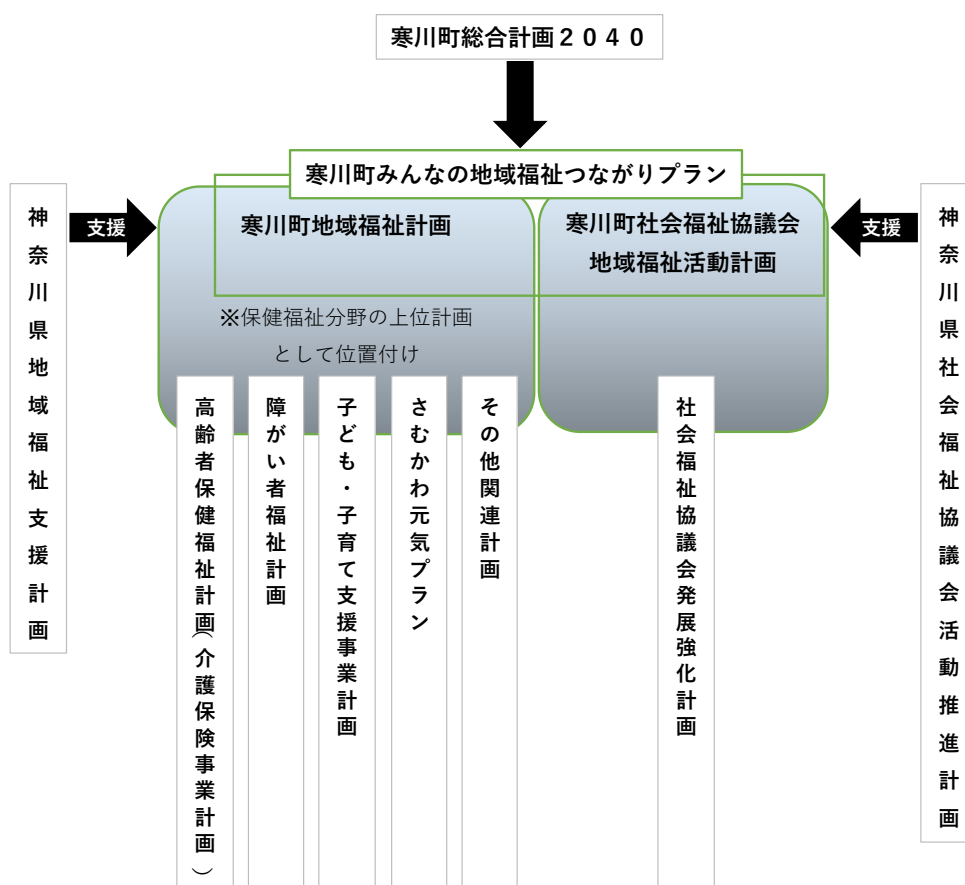
本計画は、社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 107 条に基づく市町村地域福祉計画です。高齢者、障がい者、児童、その他の福祉に関して共通して取り組むべき事項を一体的に定める各福祉分野の上位計画として位置付けられています。

本町においては、「寒川町高齢者保健福祉計画（介護保険事業計画）」「寒川町障がい者福祉計画」や「寒川町子ども・子育て支援事業計画」、福祉と密接な関係にある「さむかわ元気プラン」やその他関連計画の上位計画とします。

また、寒川町社会福祉協議会が策定する、地域住民、当事者をはじめ、地域において福祉活動を行う関係者、ボランティア、NPO、保健医療福祉の専門機関等が相互に協力し、連携を図りながら、様々な具体的施策や事業を通して、地域の福祉課題に取り組む活動・行動計画である地域福祉活動計画と引き続き一体的に策定し、その実効性を高めます。

なお、魅力あるまちづくりを進めるための総合的、計画的な町政運営の指針である「寒川町総合計画 2040」を上位計画とします。

そして、成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成 28 年法律第 29 号）第 14 条に定める市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画及び再犯の防止等の推進に関する法律（平成 28 年法律第 104 号）第 8 条に定める地方再犯防止推進計画を包含するとともに、「神奈川県地域福祉支援計画」「神奈川県社会福祉協議会活動推進計画」も踏まえた計画とします。



3. 計画期間

本計画の計画期間は、令和 7 年度から令和 10 年度までの 4 年間とします。上位計画としている「寒川町総合計画 2040」の第 2 次実施計画に合わせ、整合性を図ります。ただし、社会情勢の変化等により適宜、見直しを検討します。

令和7（2025）年度	令和8（2026）年度	令和9（2027）年度	令和10（2028）年度
寒川町総合計画 2 0 4 0 第 2 次実施計画			
【本計画】 寒川町みんなの地域福祉つながりプラン			
第 9 次高齢者保健福祉計画（介護保険事業計画）		第 1 0 次（予定）	
障がい者福祉計画		次期（予定）	
第 3 期子ども・子育て支援事業計画			
第 2 次さむかわ元気プラン（後期）			

4. 持続可能な開発目標(SDGs: Sustainable Development Goals)

SDGs（持続可能な開発目標）とは、平成 27 年 9 月に国連サミットで採択された、2030 年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。17 の目標と 169 のターゲットから構成され、「誰一人取り残さない（leave no one behind）」ことを誓っています。SDGs は発展途上国のみならず、先進国自身が取り組むユニバーサル（普遍的）なものであり、日本としても積極的に取り組んでいます。町としては、「SDGs 日本モデル」宣言に則り、民間団体や町民等と連携して SDGs の推進に取り組むことで地域の課題解決と地方創生を目指していきます。



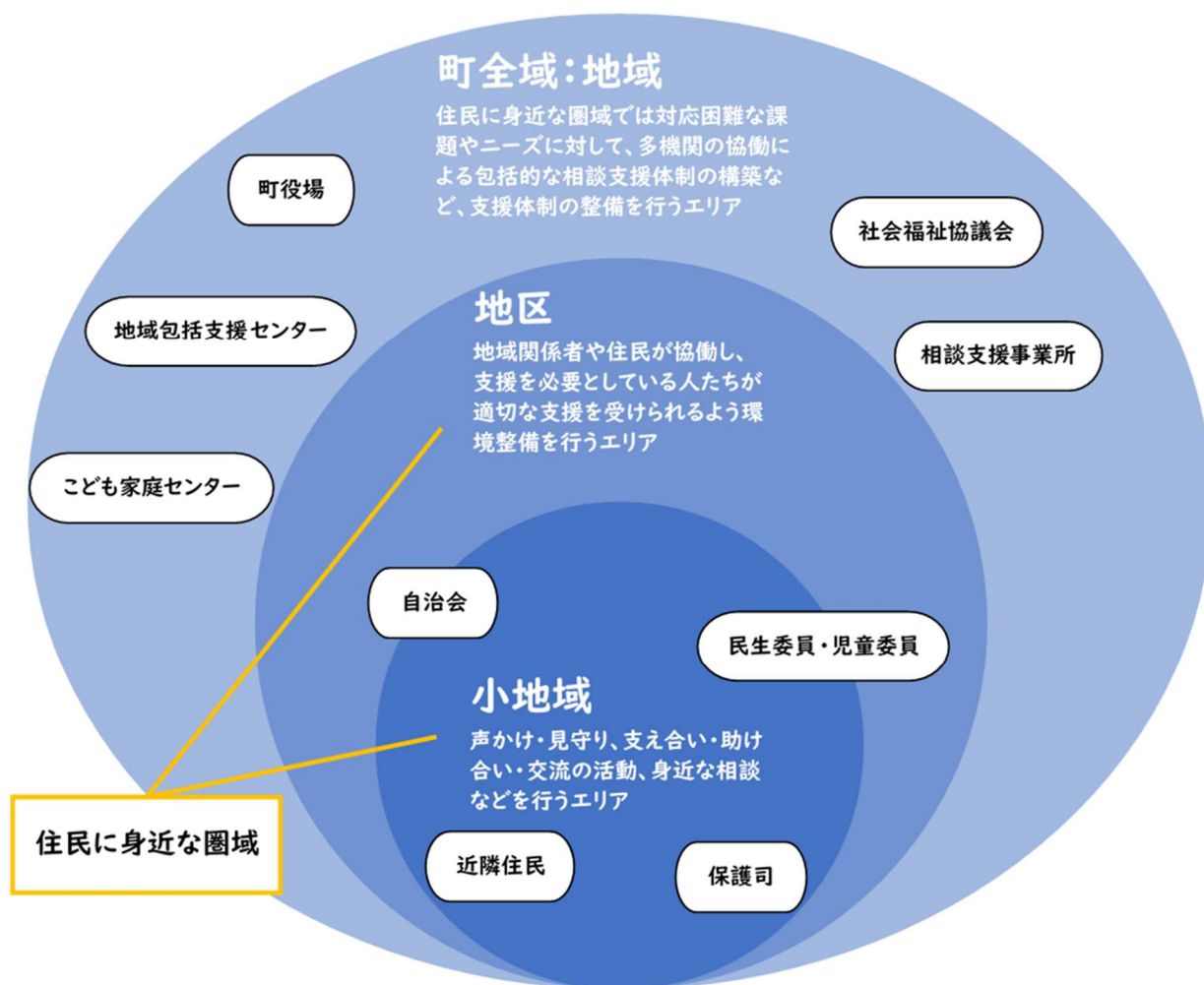
SDGs の掲げる「誰一人取り残さない」という理念は、地域共生社会の実現と関連性があることから、本計画では以下の 6 つの目標達成に寄与することが期待されます。



5. 地域の捉え方

本計画では地域の設定を、近隣住民同士の交流など住民により身近な範囲を「小地域」、住民や地域関係者が協働しながら地域福祉を推進する範囲を「地区」、範囲を限定せずに町全体で支援体制等の構築を行う範囲を「地域」の3つとしています。

3つの地域ごとの機能や特性を把握し、包括的かつ重層的に整備しながら、各施策の方向性を展開していくことを目指します。



(上図記載の社会資源は一例)

第2章 現状と将来予測

1. 人口の将来推計

※今後掲載予定

2. 世帯の将来推計

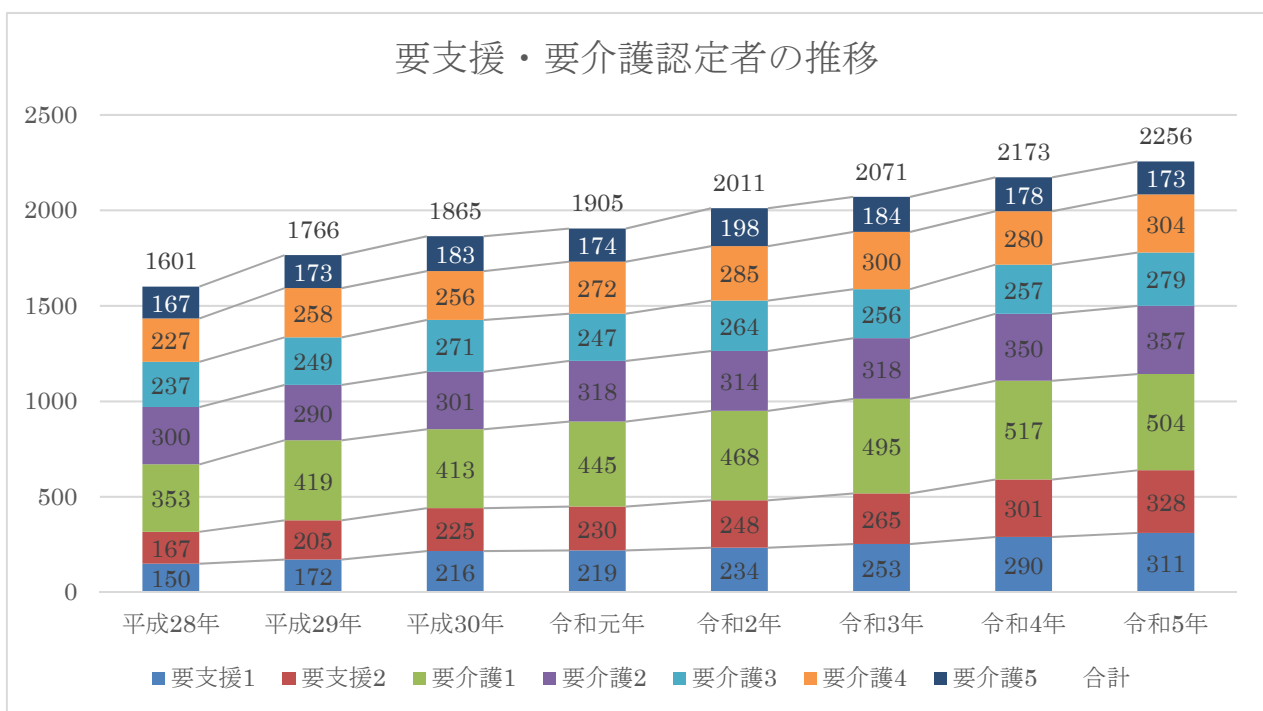
※今後掲載予定

3. 出生数及び合計特殊出生率の推移

※今後掲載予定

4. 要支援・要介護認定者の推移

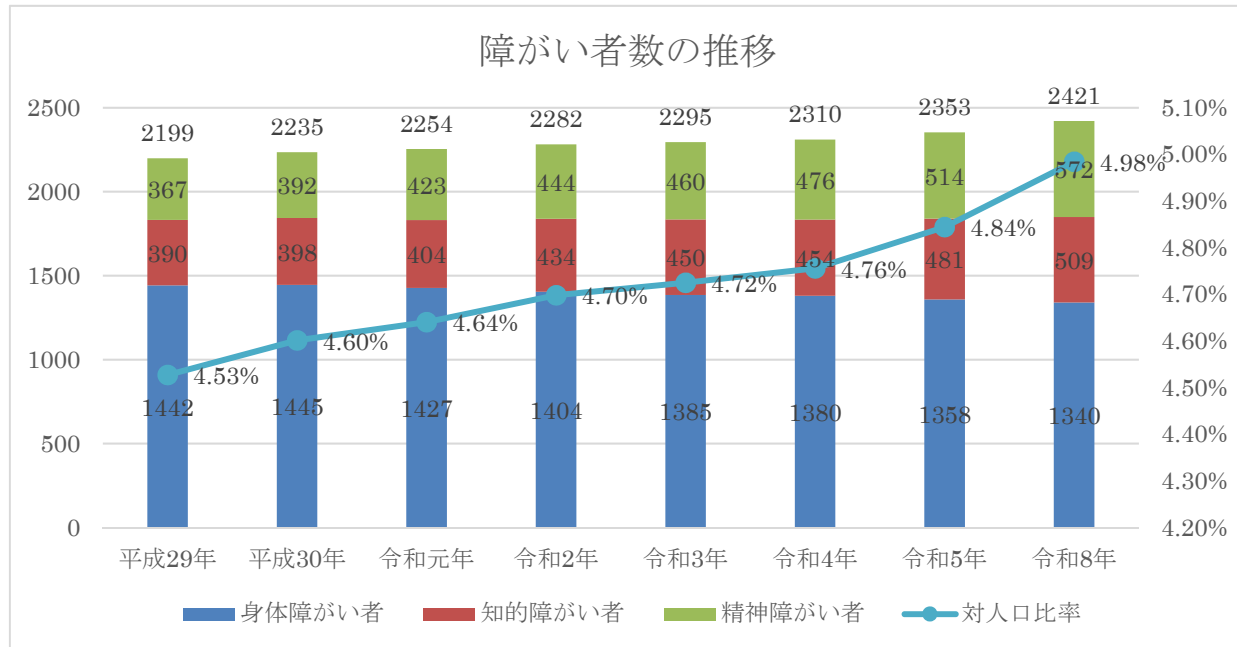
本町の要支援・要介護認定者数は年々増加しており、介護度別でみると、要介護1が最も多く、次いで要介護2が多い状況となっています。



(第9次高齢者保健福祉計画(介護保険事業計画)より引用)

5. 障がい者数の推移

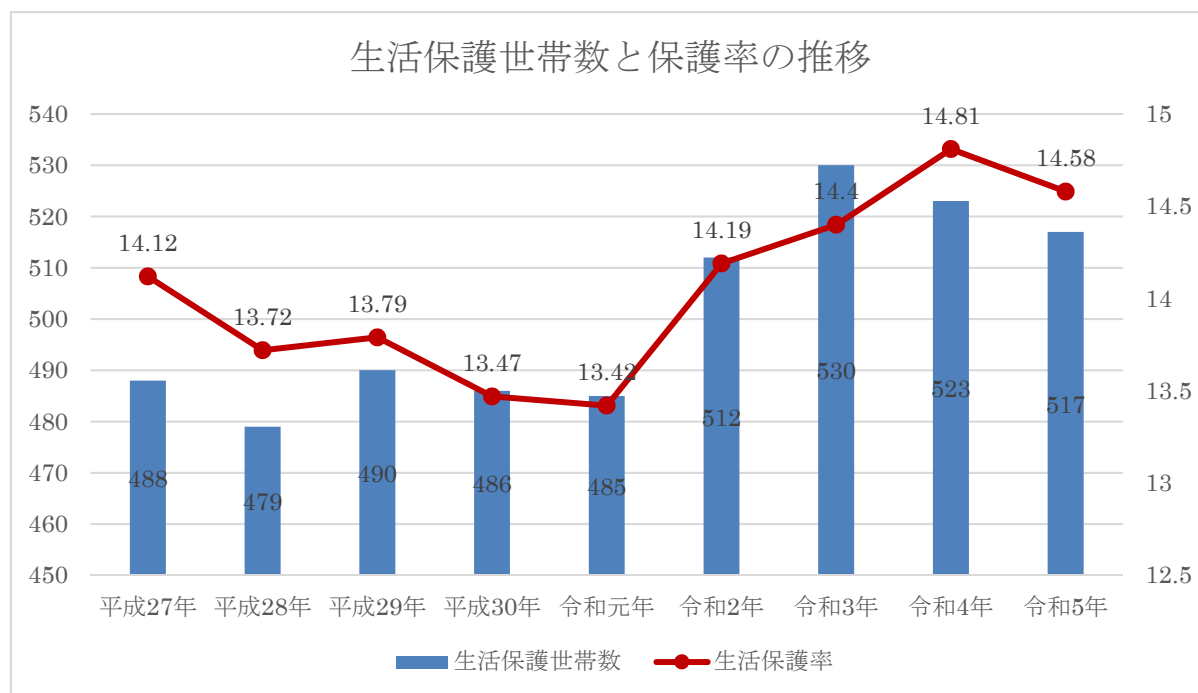
本町の障がい者数は年々増えており、対人口比率も増加しています。身体障がい者は減少していますが、知的障がい者、特に精神障がい者は増加傾向にあり、今後も続く予測されています。



(障がい者福祉計画より引用)

6. 生活保護世帯数と保護率の推移

生活保護世帯数は令和元年以降に急上昇し、令和3年にピークを迎えました。また、生活保護率は上昇が続いていましたが、令和5年は微減となりました。



第3章 計画の内容

1. 計画の体系

本計画では、地域の様々な福祉課題に対して、一人ひとりの町民、団体、行政や社会福祉協議会などが互いに協力して取り組み、支え合うことで地域福祉の推進を目指しています。

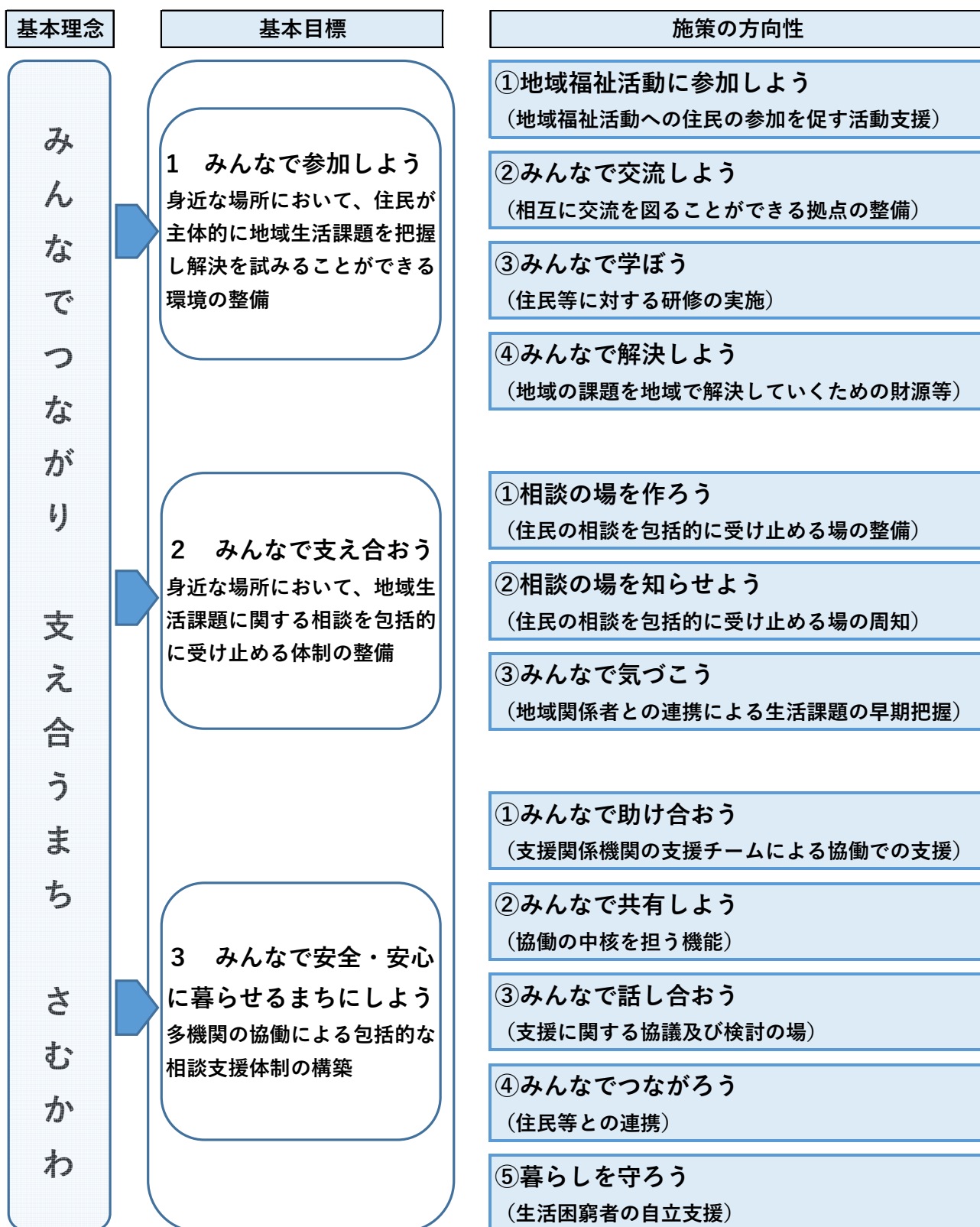
また、本章では、基本理念・基本目標・施策の方向性を示し、個別事業については各個別計画において定めます。

基本理念 「みんなでつながり 支え合うまち さむかわ」

町民が暮らしていくうえでの課題の複雑化・複合化、少子高齢・人口減少社会の進行を踏まえ、町民が様々な地域生活課題を抱えながらも、住み慣れた地域で自分らしく暮らしていけるよう、みんなが支え合い、一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともにつくっていくことのできる地域共生社会の実現を目指します。

そして、町総合計画で掲げる、思いやりや助け合いといった人のつながりによる地域福祉を推進していくことで、福祉の充実を図り、すべての町民が生涯にわたって自分らしく暮らせるまちづくりを進めます。

国が示す地域共生社会の実現に向けた考え方、及び町総合計画で目指す方向性と合致することから、本計画の基本理念は、前計画で掲げたものを継承します。



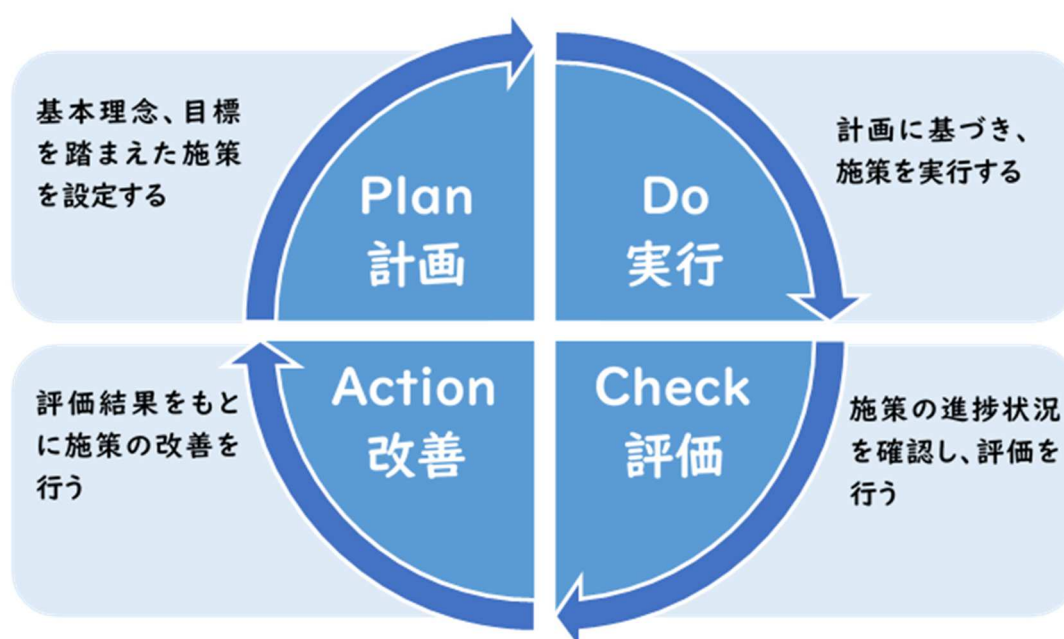
2. 施策の展開

第4章 計画の推進体制

1. 計画の進行管理

本計画の進行管理については、PDCA サイクルの考え方により、基本目標ごとに設定した施策の方向性の進捗状況を確認し、「寒川町地域福祉計画推進会議」において意見を伺ったうえで評価を行い、改善につなげることで、計画の推進を図ります。

PDCA サイクルの考え方



2. 評価指標の設定

本計画は、基本理念・基本目標・施策の方向性を示すもので、個別事業については各個別計画で定めることとしていること、また、地域福祉を促進する施策の多くは数値目標がなじまないことから、数値目標は設定していません。しかしながら、目標が設定されていないと、本計画に基づいた取り組みの効果が図れず、見直しの必要性を判断できないことから、計画策定時に実施する町民アンケートの結果による定性的な評価を行うこととします。

第5章 成年後見制度利用促進基本計画

第6章 再犯防止推進計画

資料編

1. 町民アンケートの結果
2. 計画策定の経過
3. 寒川町地域福祉計画調整会議設置要綱
4. 寒川町地域福祉計画推進会議設置要綱
5. 寒川町地域福祉計画推進会議委員名簿
6. 用語解説